

健生食輸発0326第1号
令和8年3月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのシプロコナゾール及びルーマニア産ポルチーニのペルメ
トリン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年
3月24日付け健生食輸発0324第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産赤とうがらし及びルーマニア産ポ
ルチーニについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係
業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシプロコナゾール
- ・ルーマニア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン

2. 別表第3から削除

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシプロコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ANH DOUNG 9 COMPANY LIMITED」であるものに限る。)
- ・ルーマニア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「MERLINI S. R. L. (イタリア)」であるものに限る。)